

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- 2025 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2025 年 5 月～ 社内報などでキャンペーンを行う

目標 2：2027 年 3 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 360 時間未満とする。

<対策>

- 2025 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 2025 年 10 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 3 回実施
- 2026 年 4 月～ 社内報などによる社員への周知
- 2026 年 7 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

株式会社 サン

代表取締役社長 渡邊 啓民